

【F-ライフル協会】低年者(14-17歳)の空気拳銃の所持に関する推薦
低年者の空気拳銃の所持に関する推薦基準要綱

1. 趣 旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条第1項第4号の推薦および第5条第1項第1号の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の対象となる空気拳銃

対象となる空気拳銃は、単身単発の競技用空気拳銃であって、日本ライフル射撃協会が指定する銘柄のものとする。

3. 推薦基準

次の各号のすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認められた者について行うものとする。

- (1)満14歳以上18歳未満の者
- (2)親権者または後見人の承諾を得た者
- (3)日本ライフル射撃協会の会員(正会員、普通会員)
- (4)国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第6条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。)の空気拳銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められる者
- (5)日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (6)日本スポーツ協会または日本ライフル射撃協会が主催または認めた運動競技会または記録会等に年2回以上参加し得る者
- (7)次のいずれかに該当する者
 - ①法第4条第1項第4号の規定による許可を受けて空気拳銃を所持したことがない者であって、日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるエア・ピストルまたはビーム・ピストル立射で初段以上の段位を有するもの、またはそれと同等以上と認められるライフル射撃競技の経験者
 - ②空気拳銃所持の経歴を有する者(法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持許可を受けたことがある者をいう。)であって、別紙に掲げるもの
- (8)誓約事項を遵守し得ると認められる者

4. 推薦の手續

- (1) 空気拳銃を所持しようとする者は、電磁的方法による電子申請を行う。
申請にあたっては誓約事項（誓3）に同意するとともに、親権者による未成年者銃砲所持に関する承諾（親1）により完了する。
- (2) 申請者が所属する都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体は、電子推薦申請をした者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、承認ボタンを押下する。
- (3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての銃砲所持推薦依頼書（依3）1通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
- (4) 日本スポーツ協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、以下を日本ライフル射撃協会に交付する。
法第4条第1項第4号、法第5条第1項第1号の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（推5）正副各1通及び推薦書の写しの送付について（送1）（以下「送付書」という。）1通
- (5) 日本ライフル射撃協会は、法第4条第1項第4号及び法第5条第1項第1号の推薦に係る推薦書の写し2通を作成した後、推薦書の写し1通及び送付書を国家公安委員会に送付し、推薦書正本1通及び写し1通を加盟団体に送付する。
- (6) 加盟団体は、申請者に推薦書正本を交付し、その写しを保管する。
- (7) 推薦書は1銃につき1通とし、推薦を受けた者がこれを都道府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

5. 推薦の取り消し

日本スポーツ協会は、自らが行った推薦により所持の許可を受けて空気拳銃を所持している者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 正当な理由なく、日本ライフル射撃協会の主催または認めた運動競技会または記録会等の空気拳銃射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ④ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

6. 取り消しの手續

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または加盟団体は、日本スポーツ協会の推薦により所持の許可を受けて空気拳銃を所持している者が取り消しの基準

- に該当するにいたつたと認めるときは、推薦取消上申書(上 1) 1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について理事会で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めるときは、推薦取消依頼書(頼 1) 1 通を作成し、日本スポーツ協会に提出する。
 - (3) 日本スポーツ協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書(消 1) 及び推薦取消通知書(通 1) 各 1 通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。
 - (4) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書の写し 2 通を作成し、正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に、写しを国家公安委員会並びに電子推薦申請を適合と判定した加盟団体に送付する。

附 則

1. この要綱は、平成 21 年 12 月 4 日から施行する。
2. この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
3. この要綱は、令和 6 年 12 月 18 日から施行する。

別 紙

低年者の空気拳銃の所持に関する再推薦の技量基準規程

低年者の空気拳銃の所持に関する推薦基準要綱の3の(7)の②の「別紙に掲げるもの」は、継続して推薦を受けようとする者であって、法第4条第1項第4号の規定により受けている空気拳銃の所持の許可を受けた日以後に日本ライフル射撃協会の認めた運動競技会の空気拳銃射撃競技等において日本ライフル射撃協会段級審査規程で定める525点（エア・ピストルの2段位に相当する点数）以上を記録したものとする。

なお、法第4条第1項第4号の規定による空気拳銃の所持の許可が失効した者であって、当該失効の日から1年を経過した者は日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるエア・ピストルまたはビーム・ピストル立射で初段以上の段位を有するものとする。